



事業活動リスクを包括的に補償する『ビジネス総合保険制度』なら
新型コロナウイルスも補償します!

中央会の

ビジネス総合保険制度

事業活動を取り巻く様々なリスクから会員の皆様をお守りするビジネス総合保険制度の特徴

- 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準
- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化してご加入
- 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)リスクを総合的に補償
- 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保

さらに

新型コロナウイルス感染症による休業、事業中断への備えに

- 新型コロナウイルスの感染者が発生し、保健所等の指示により、休業を余儀なくされた場合の売上損失や喪失利益、その他費用等を補償します。(2021年1月以降改定)

※事故(感染症の原因となる病原体の汚染等)を伴わない休業および営業自粛は対象外です。
※引受保険会社により補償内容(対象業種・支払条件、保険金・改定時期など)が異なります。

● 本内容はビジネス総合保険制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は引受保険会社の約款、パンフレット等に従います。

お問い合わせ先

宮城県中小企業団体中央会
TEL 022-222-5560

制度引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
大同火災海上保険株式会社(沖縄県のみ)
(制度参入順)

制度運営

全国中小企業団体中央会